

# あおもり米「青天の霹靂」取扱い協力店登録要領

平成27年9月8日制定  
令和3年2月12日改定

## 1. 目的

あおもり米「青天の霹靂」の販売店及び提供店（食べられる店）を登録し、その情報を発信することによって、「青天の霹靂」の認知度向上と消費拡大を図る。

## 2. 運用主体

あおもり米「青天の霹靂」ブランド化推進協議会

## 3. 登録要件

- (1) あおもり米「青天の霹靂」ブランド化推進協議会が定めた栽培基準及び出荷基準を満たした「青天の霹靂」を取り扱うこと
- (2) 「青天の霹靂」を継続的に販売又はお客様に提供すること
- (3) 「青天の霹靂」のPRに協力できること

## 4. 登録申請等

- (1) 登録の申請は、申請書（別紙1）に必要事項を記入し、あおもり米「青天の霹靂」ブランド化推進協議会宣伝販売係（青森県総合販売戦略課）に送付する。
- (2) 登録の更新申請は、登録期間満了の1か月前までに申請書（別紙2）に必要事項を記入し、あおもり米「青天の霹靂」ブランド化推進協議会宣伝販売係（青森県総合販売戦略課）に送付する。

## 5. 登録

申請書の記載内容を確認のうえ、「あおもり米『青天の霹靂』取扱い協力店」として登録し、「青天の霹靂」ホームページにおいて紹介する。なお、公序良俗に反するなど、「青天の霹靂」のブランドイメージを損なう恐れがあると判断される場合は、登録しないことがある。

## 6. 登録期間

登録期間は、登録の日から、登録の日が属する年度（4月1日から3月31日）の翌々年度の末日までとする。

また、更新する登録期間も同様とする。

## 7. 登録の取消し

登録要件を満たさないことが判明した場合又は「青天の霹靂」のブランドイメージを著しく損なうと判断した場合は登録を取り消すことがある。

## 8. 登録のメリット

- (1) 取扱い協力店であることを示すプレート（別記）の提供
- (2) 販売促進資材の提供
- (3) 「青天の霹靂」ホームページにおける紹介

別紙 1

「あおもり米『青天の霹靂』取扱い協力店」登録申請書

年 月 日

あおもり米「青天の霹靂」ブランド化推進協議会長 殿

<申請者>

会社名

住 所

代表者

印

本制度の趣旨を理解し、「あおもり米『青天の霹靂』取扱い協力店」の登録を下記のとおり申請します。

記

1. 登録店情報

(ふりがな)	
店 舗 名 称	※名称は省略せず正確に記入してください。
所 在 地	〒
電 話 番 号	
F A X 番 号	
主な仕入先	
取扱の種類	販売・提供（食事） ※いずれかを選択してください。
年間取扱量	kg

2. 添付書類

- (1) 「青天の霹靂」の仕入れ状況が分かる書類の写し（納品書など）
- (2) その他必要と認める書類

送付先 あおもり米「青天の霹靂」ブランド化推進協議会 宣伝販売係  
(事務局：青森県総合販売戦略課 宣伝販売グループ)  
〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号  
電話：017-734-9607 F A X：017-734-8158

別記

取扱い協力店であることを示すプレート（要領8の（1）関係）

オモテ



ウラ



※プレートのデザイン等は改良のため変更する場合があります。

「あおもり米『青天の霹靂』取扱い協力店」登録更新申請書

年 月 日

あおもり米「青天の霹靂」ブランド化推進協議会長 殿

<申請者>

会社名

住 所

代表者

印

本制度の趣旨を理解し、「あおもり米『青天の霹靂』取扱い協力店」登録の更新を下記のとおり申請します。

記

1. 登録店情報

(ふりがな)	
店 舗 名 称	※名称は省略せず正確に記入してください。
所 在 地	〒
電 話 番 号	
F A X 番 号	
主な仕入先	
取扱の種類	販売・提供（食事） ※いずれかを選択してください。
年間取扱量	kg

2. 添付書類

- (1) 「青天の霹靂」の仕入れ状況が分かる書類の写し（納品書など）
- (2) その他必要と認める書類

送付先 あおもり米「青天の霹靂」ブランド化推進協議会 宣伝販売係  
(事務局：青森県総合販売戦略課 宣伝販売グループ)  
〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号  
電話：017-734-9607 F A X：017-734-8158